

【新設】（一に満たない端数の適格株式等の価額に相当する金銭を交付する場合の算定方法の内容の開示）

9-2-19の2 適格株式と一に満たない端数の適格株式の価額に相当する金銭を併せて交付することを定めている業績連動給与については、法第34条第1項第3号イ(3)《損金の額に算入される業績連動給与》の開示は、交付する適格株式の数の算定方法の内容のみの開示で差し支えない。

(注) 適格新株予約権を交付する場合の開示についても、同様とする。

【解説】

1 業績連動給与については、その算定方法の内容を有価証券報告書等により開示することが損金算入要件の一つとされている（法34④三イ(3)）。平成29年度税制改正により、業績連動給与の対象に株式による給与が追加されているが、その交付する株式数は利益の状況や株価の状況などの指標を基礎として計算することから、計算された株式数に1株未満の端数が生ずる場合がある。例えば、法人の利益の状況に関する指標を基礎として算定される数の適格株式を交付する場合において、あらかじめ定められた株式数（基礎株式数）に利益の状況に応じて変動する割合を乗じて交付する株式数を計算する際に、その割合の設定の仕方によっては、計算上は1株未満の端数株式が生ずるときがある。こうした場合に、法人が定める株式交付規程などの内規において、株式の交付に併せて、その計算上生ずる1株未満の端数株式に相当する額の金銭を交付する旨を定めることもあるようである。

このように、交付する株式数の計算の結果生ずる1株未満の端数株式に相当する額の金銭を交付することとしている場合、有価証券報告書等による開示ではどこまで記載すればよいのかといった疑問が生ずる。

2 この点、有価証券報告書等による開示について求めているのは、どのようにして金銭による支給額や交付される株式数が算定されるのかという算定方法の内容であり、その算定結果として1株未満の端数株式が生じたとしても、その価額に相当する額の金銭支給の有無についてまで開示を求めるものではない。本通達ではその旨を明らかにしている。

また、このことは適格新株予約権を交付する場合の開示の程度についても同様であることから、その旨を本通達の注書において明らかにしている。

3 なお、連結納税制度においても、同様の通達（連基通8-2-18の2）を定めている。